

市からの 連絡帳

届け出・保険

来庁者の本人確認

市民課業務の各種届け出などの受付事務に関して、個人情報保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。両庁舎市民課および出張所の窓口での各種届け出・各種証明書の請求の際に、本人確認を実施しています。

運転免許証や旅券などのほかに、マイナンバーカードも本人確認書類として使用できます。まだお持ちでない方は、ぜひ、ご申請ください。届け出や手続の内容によって本人確認書類は異なります。詳細は下記へお問い合わせください。

代理人による届け出

代理人による届け出や証明書の請求は、代理人選任届(委任状)が必要になります。委任者本人の自筆で、次の事項を記載してください。

- 代理人の住所・氏名・生年月日
- 委任事項 ● 委任する日 ● 委任者本人の住所・署名・捺印(印鑑登録は登録する印鑑を押印してください)

※代理人の本人確認も行っています。

▶ 市民課 ☎ 042-460-9820
☎ 042-438-4020

国民健康保険から職場の健康保険になった方は手続を

国民健康保険の加入者が職場の健康保険(社会保険)に加入した場合は、国民健康保険の脱退(止める)手続が必要です(自動切替はなく、会社なども手続をしません)。手続が2年以上遅れた場合、保険料の減額ができませんのでご注意ください。

場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所

※郵送可(詳細は市HPまたは下記へ)

持 ● 職場の健康保険証(コピー可)

- 国民健康保険証 ● マイナンバーカードまたは通知カード ※通知カードの場合は本人確認書類(免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付きのもの。顔写真がない場合は年金手帳・キャッシュカード・診察券などを2点以上)も必要

□ 手続できる方 本人または同一世帯員(別世帯の場合は委任状が必要)

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

文化・くらし

伝統文化等継承事業を行う団体の補助金申請受付

市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事^{なつ})を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□ 対象事業 令和5年度に実施する、郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成、地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、次のいずれかに該当する事業(例: どんど焼き・おはやし^{なつ})

① 市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ② 過去

に市内で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業

□ 補助金上限 1事業10万円

□ 資格 次の全てに該当する団体

- 市内に活動拠点がある ● 一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある ● 団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか ● 会計経理が明確 ● ほかに補助金の交付を受けていない ● 特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない ● 暴力団やその構成員の統制下にない

☎ 5月15日(月)午前9時～6月30日(金)午後5時に、申請書などの提出書類を文化振興課(田無第二庁舎5階)へ持参(郵送不可)

※申請書などは文化振興課・市HPで配布

▶ 文化振興課 ☎ 042-420-2817

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方へ

保証人が見つからないなどの理由により、民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方に対し、住宅探しのお手伝いや保証委託契約のご案内などを行っています。

◆ 住宅探しのお手伝い
担当者が住宅探しのお手伝いをする^{なつ}

◆ 保証委託契約のご案内
住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のご案内

▶ 住宅課 ☎ 042-438-4052

下水道使用料の減免申請

対 世帯全員の市民税が非課税で、身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの所持者がいる世帯

持 ● 対象の障害者手帳 ● 最近の水道・下水道料金の領収書または「水道・下水道料金口座振込済みのお知らせ(検針票)」

☎ 下水道課(保谷東分庁舎)窓口
※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請できますが、内容など詳細は下水道課へお問い合わせください。

□ 代理人申請 対象の手帳をお持ちの方が窓口に来られない場合は、上記持ち物のほか、委任状と代理人の本人確認ができるものを持参してください。

□ 減免 申請受付後、次の検針分から基本料金が免除されます(水道料金の減免なし)。

※生活保護法による生活扶助・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は申請不要

▶ 下水道課 ☎ 042-438-4058

防犯活動団体補助金説明会および防犯活動団体リーダー連絡会

時/場 6月3日(土)午前10時～11時30分/防災・保谷保健福祉総合センター6階

内 ● 団体登録と補助金の交付手続の説明 ● 防犯講話

対 市内で防犯活動を行う団体

① 登録済みの団体の方 ② 設立を検討している方 ③ 興味のある方^{なつ}

申 事前に、電話・メールで件名「防犯活動団体補助金説明会」を右記へ

※団体の登録要件などは、市HPをご覧ください。

▶ 危機管理課 ☎ 042-438-4005
✉ kikikanri@city.nishitokyo.lg.jp



募集 夏休み期間限定の学童クラブ入会

学童クラブは、就労・病気などの理由により昼間家庭にいない保護者の方に代わり、生活指導などを行います。今回の募集は、通年の募集とは別に夏休み期間だけの期間限定入会となります。保護者が就労しておらず、求職活動中の場合は入会できません。

□ 入会期間 7月21日(金)～8月31日(木)

対 小学校1～4年生(障害児は6年生^{なつ})

□ 申請用紙の配布 5月25日(木)から児童青少年課(田無第二庁舎2階)、市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)、児童館、学童クラブで配布 ※市HPからダウンロード可

申 6月1日(木)～20日(火)

- 児童青少年課(田無第二庁舎2階) 窓口へ提出…(月)～(金)午前8時30分～午後5時
- ※ 防災・保谷保健福祉総合センター、児童館、学童クラブでの申請不可
- 児童青少年課へ郵送…6月20日(火)(消印有効)

□ 注意点 施設の利用状況によって募集を行わない学童クラブがあります。入会申請し現在待機中の方も、別途入会申請手続が必要です。 ※詳細は入会案内、市HPをご覧ください。

□ 児童館ランチタイム 夏休みには、小学生を対象に「児童館ランチタイム」を実施する児童館もあります。詳細は6月15日号をご覧ください。

▶ 児童青少年課 ☎ 042-460-9843



西東京市児童館キャラクター「にじポン」

スポーツ推進審議会委員

市におけるスポーツ推進を図るため、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議します。

対 在住・在勤・在学の18歳以上(4月1日現在)の方で、市内でスポーツ振興などの社会体育活動を行っている方 ※ほかの審議会委員などとの兼任不可

□ 人数 1人

□ 業務 審議会(年6回程度。平日午後6時ごろから約2時間程度)

□ 任期 7月1日(土)～令和7年6月30日(月)

□ 報酬 日額1万800円

□ 選考方法 「私の経験からみるスポーツを通じた地域の活性化」をテーマとした作文(1,000字程度)による選考

申 5月15日(月)～31日(水)(必着)に、作文に氏名、別紙に住所・氏名・電話番号・生年月日・職業・社会体育歴を明記し、〒188-8666市役所スポーツ振興課へ郵送または持参(田無第二庁舎5階)

▶ スポーツ振興課 ☎ 042-420-2818

学校給食運営審議会委員

内 学校給食に関する事項の検討

□ 会議開催 不定期

□ 資格/人数 市立小・中学校の保護者/8人 ※ほかの審議会委員との兼任不可

□ 任期 9月1日(金)から2年間

□ 報酬 日額1万800円

□ 選考方法 「学校給食について」をテーマにした作文(800字程度)による選考

申 6月9日(金)(必着)までに、作文と別紙に住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、児童・生徒の在籍校・学年、過去に市の審議会などに参加したことがある場合はその活動歴を明記し、〒188-8666市役所学務課へ郵送または持参(田無第二庁舎3階)

※提出された書類は返却しません。

▶ 学務課 ☎ 042-420-2825

事業者募集

ごみ・資源物収集カレンダーの広告

毎年9月に発行する「ごみ・資源物収集カレンダー」に掲載する広告を企業・事業者から募集します。

□ 掲載対象 ごみ・資源物収集カレンダー(10月～令和6年9月)

□ 掲載位置 カレンダー各月ページ下部

□ 枠数・掲載料 24枠・1枠5万円

□ 発行部数 14万1,000部

□ 提出書類 広告掲載申込書・広告原稿案・会社概要が分かる書類

申 5月16日(火)～31日(水)(必着)に、〒202-0011泉町3-12-35市役所ごみ減量推進課へ郵送・メールまたは持参(エコプラザ西東京)

※詳細は市HPをご覧ください。

▶ ごみ減量推進課 ☎ 042-438-4043
✉ gomigen@city.nishitokyo.lg.jp

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する児童(所得要件あり)

- 市内に住所がある18歳未満の児童
- 身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない児童
- 両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語

の習得など一定の効果が期待できると医師が判断した児童

□ 助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)

※修理代は助成対象外

申 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ

※詳細は下記へお問い合わせください。

▶ 障害福祉課 ☎ 042-420-2804